

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月3日

照会部署名 古川年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 大内 潤一

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-127	遡及して報酬の一部（手当）が無くなった場合の標準 報酬月額の取り扱いについて
------------------------	---

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

遡及して手当等の一部が無くなった場合、遡って算定基礎届の訂正や取得時報酬訂正とすべきか、遡らずに手当支給しなくなった月から3ヶ月平均し月額変更届として該当すれば提出させるべきかご教示願います。

具体的な事例としては、平成21年4月1日資格取得し扶養手当を支給していたが、扶養手当の支給要件に当初から該当しないことがわかり、21年4月から22年1月までの既支給分については、現金にて返納させた。22年2月以降については扶養手当の支給をしない。

この場合、下記①、②のどちらの取り扱いとすべきか

- ① 取得時訂正と21年度の算定届の訂正をさせる
- ② 22年2月以降の報酬額の平均で月額変更に該当すれば提出させる

回答

①により取扱うこととなる。

ご照会の事例については、本来適正に届出されるべきものが、単に誤っていたものであるため、算定基礎届等の訂正を行うことが必要となる。

また、類似の事例として、昇給又は降給が遡って発令された場合においては、上記とは異なり、差額が支給された月を固定的賃金の変動があった月とすることとなるので、取り違ひのないようにご注意いただきたい。

回 答 日 平成22年2月24日

回 答 部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回 答 作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主 管 担 当 部 署 の 確 認

(軽微なものについてはグループ長)

山上